

2021年4月1日施行の
意匠法改正等について
～複数意匠一括出願等～

特許業務法人藤本パートナーズ
副所長 弁理士 野村慎一

令和元年意匠法改正の項目

(1) 画像意匠、建築物の意匠、内装の意匠の保護

(2) 関連意匠制度の拡充

(3) 意匠権の存続期間の延長

(4) 創作非容易性の水準の引上げ

(5) 組物の部分意匠の導入

(6) 間接侵害規定の拡充

(7) 複数意匠一括出願手続の導入

(8) 物品区分の扱いの見直し

(9) 手続救済規定の拡充

(1)から(6)については、2020年4月1日に施行。(7)から(9)が2021年4月1日に施行され、意匠法施行規則も一部改正されました。

2021年4月1日施行の法改正

1. 意匠登録出願手続の簡素化

(1) 複数意匠一括出願手続の導入

2以上100以下の意匠登録出願を1の願書で一括して提出可
(2条の2第1項)。

様式2の2 (通常は様式2)を使用する(2条の2第2項)。

※分割出願、変更出願、補正却下後の新出願、国際意匠出願については、複数意匠一括出願手続はできません。

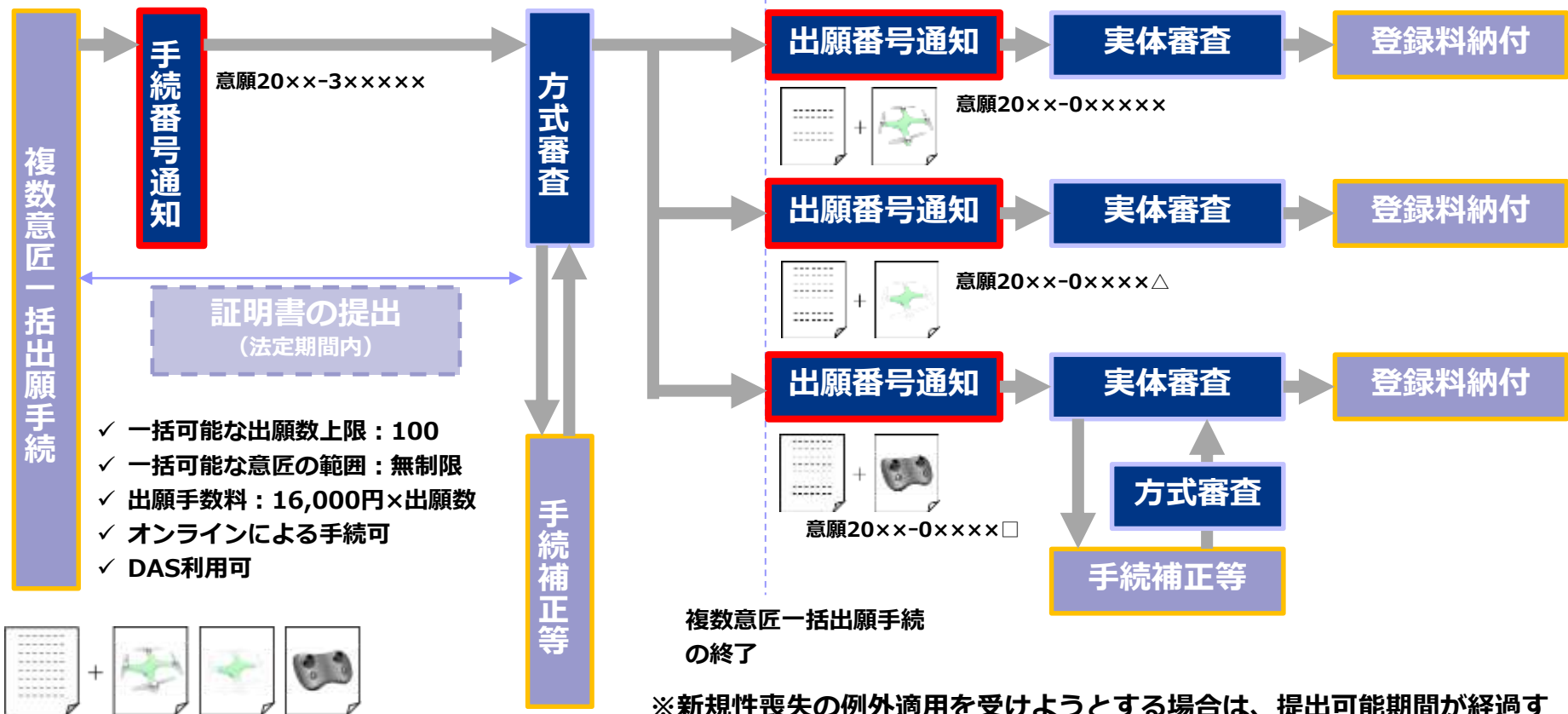
(2) 物品の区分の見直し → 別表の廃止

2. 手続救済規定の整備

指定期間の延長(準特5条3項)、優先権主張期限の延長(準特43条の2)、優先権主張に関する注意喚起のための通知等(準特43条6項、7項)。

1. (1) 複数意匠一括出願手続の導入

- 出願手続後、**手続番号**が通知され、方式審査が行われる。
- 方式審査完了等の要件を満たした後、個別の意匠登録出願に**出願番号**が通知される。
- 実体審査や意匠登録は、現行制度と同様に個別の意匠登録出願について行う。



※新規性喪失の例外適用を受けようとする場合は、提出可能期間が経過するまで、優先権を主張する場合は、証明書が提出されるか証明書の提出可能期間が経過するまでは複数意匠一括出願手続は終了しない。

1. (1) 複数意匠一括出願手続の導入

・複数意匠一括出願手続について書面を提出するときは、意匠登録出願の番号に代えて、複数意匠一括出願手続の番号を記載する(2条の2第4項)。

・複数意匠一括出願手続の願書に次の事項が記載されているときは、当該手続により提出される意匠登録出願の全てについて、当該事項と同一の内容の事項が記載された願書によりされたものとみなす(2条の2第5項)。

- ①意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
- ②代理人の氏名又は名称及び住所又は居所
- ③第九条第一項に規定する願書に記載する事項(様式2の2備考8)

※第九条第一項

意匠登録出願について意匠法第十四条第一項の規定による請求をしようとする者は、当該意匠登録出願の願書に必要な事項を記載して同法第十四条第二項各号に掲げる事項(出願人の氏名等、秘密請求期間)を記載した書面の提出を省略することができる。

1. (1) 複数意匠一括出願手続の導入

- ④出願人が意匠登録を受ける権利の信託の受託者であるときの願書への記載事項(様式2の2備考3)
- ⑤持分の割合等に関する記載(様式2の2備考4、6、7)
- ⑥新喪例の適用を受ける際の省略記載(様式2の2備考9)
- ⑦優先権主張書面の提出時における省略記載
- ⑧出願番号記載書面の提出時における省略記載
- ⑨証明書の省略記載(電磁的方法の場合)
- ⑩代表者を定める場合の省略記載(様式2の2備考4、6、7)

・複数意匠一括出願手続をする者は、当該手続に含まれる全ての意匠登録出願について納付すべき手数料を一括して納付しなければならない(2条の2第6項、様式2の2備考5)。

※手数料の合算額を記載

5件の意匠登録出願を一括して出願する場合は、 $16,000 \times 5 = 80,000$ 円の手数料が必要になります。

1. (1) 複数意匠一括出願手続の導入

・複数意匠一括出願手続について提出された次に掲げる書面又は書類は、その提出の日において、当該手続に含まれる全ての意匠登録出願について提出されたものとみなす(2条の2第8項)。

- ①新喪例の適用を受ける旨を記載した書面
- ②新喪例の証明書
- ③秘密請求時に提出する書面
- ④優先権を主張するための出願番号を記載した書面
- ⑤優先権証明書等

※すべての意匠登録出願について提出されたものとして扱われる。

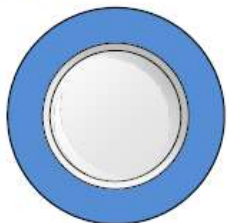
・複数意匠一括出願手続について、優先権主張の証明書の交付を請求する場合の書面提出(2条の2第9項)。

※優先権証明書の交付請求は、複数意匠一括出願、個別の意匠登録出願の何れに対しても可能。

1. (1) 複数意匠一括出願手続の導入

【書類名】 **複数意匠一括願**
 【整理番号】 **D-2007**
 【特記事項】 意匠法第4条第2項の規定の適用…
 【意匠登録出願人】
 【氏名又は名称】 意匠株式会社
 【代理人】
 【氏名又は名称】 代理 一郎
 【秘密にすることを請求する期間】 3年
 【パリ条約による優先権等の主張】
 【国・地域名】 大韓民国
 【出願日】 0000年00月00日
 【出願番号】 CA1234567890
 【手数料の表示】
 【納付金額】 63300

【意匠1】
 【整理番号】 **D-2007-01**
 【本意匠の表示】
 【出願番号】 意願2012-123456
 【意匠に係る物品】 皿
 【意匠の創作をした者】
 【氏名】 意匠 太郎
 【意匠に係る物品の説明】 この物品は…
 【意匠の説明】 側面図は…
 【平面図】

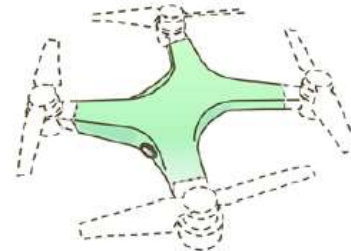


注) 整理番号は、複数意匠一括出願の番号と、意匠ごとの整理番号が必要。

(続き)
 【正面図】



【意匠2】
 【整理番号】 **D-2007-02**
 【意匠に係る物品】 ドローン
 【意匠の創作をした者】
 【氏名】 意匠 一郎
 【意匠の説明】 意匠登録を受けようとする部分は…
 【斜視図】



【意匠3】
 【整理番号】 **D-2007-03**
 【意匠に係る物品】 ドローン用コントローラ
 【意匠の創作をした者】
 【氏名】 意匠 二郎
 【意匠に係る物品の説明】 この物品は…
 【斜視図】



1. (1) 複数意匠一括出願手続の導入

・次に掲げる書面又は書類は複数意匠一括出願手続について提出することができない(2条の2第7項)。

- ① 特徴記載書
- ② 出願放棄書
- ③ 出願取下書
- ④ 複数意匠一括出願手続に含まれる意匠登録出願の数を変更する第十五条に規定する手続補正書

複数意匠一括手続の終了後、個別の意匠登録出願について提出することは可能。

1. (1) 複数意匠一括出願手続の導入

・複数意匠一括出願手続について、次の要件を満たすと認められたときは、意匠登録出願ごとに願番が通知される(2条の2第10項)。

- ① 未成年者等の能力、代理権の範囲
- ② 方式要件
- ③ 第6項の手数料納付
- ④ 期間内に新喪例の証明書提出
- ⑤ 優先権に関する書面

新喪例の証明書(30日)、優先権証明書の提出又は提出可能期間が経過するまで、願番が通知されない

・複数意匠一括出願手続は、前項の規定により当該手続により提出される意匠登録出願について第十九条第三項において読み替えて準用する特許法施行規則第二十八条の規定が適用されたとき(各意匠の願番が通知された時)は、終了するものとする(2条の2第11項)。

※ 2条の2第12項(省略:特許法施行規則の準用、読み替えについて)

1. (1) 複数意匠一括出願手続の導入

15条(手続補正書の様式等)

手続の補正のうち、様式第一(新規性の喪失の例外証明書提出書)若しくは様式第二(意匠登録願)、様式三から(…中略…)により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十四により、様式第二の二(複数意匠一括出願)により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十四の二により、それ以外の手続の補正は様式第十五によりしなければならない。

※手続に不備があれば補正指令となり、不備が解消しない場合は「手続」が却下される。

19条: 救済規定が準用されたことによる追加が行われている。

1. (1) 複数意匠一括出願手続の導入

様式第2(願書)への追加事項

本意匠が複数意匠一括出願に含まれており、願番が通知されていない場合の本意匠の表示方法が追加。

様式第2の2の追加(複数意匠一括出願の願書)

※注意点

整理番号が複数意匠一括出願と各意匠ごとに必要(各意匠ごとの整理番号を「意匠番号」として説明がされている)。

本意匠の表示方法は上記とほぼ同様。ただし、同じ複数意匠一括出願内の意匠を本意匠とする場合の記載方法あり。

手数料は合算して記載する必要あり。

1. (1) 複数意匠一括出願手続の導入

様式第14(手続補正書)への追加事項

1意匠1出願した意匠について、願番が通知されていない複数意匠一括出願に含まれている意匠を本意匠とする場合の補正方法が追加。

様式第14の2の追加(複数意匠一括出願の手続補正書)

2条の2第11項により、複数意匠一括出願が終了するまでは、こちらの様式で補正すると読める。終了後は様式第14で行うことになるはず。

1. (2) 物品区分の扱いの見直し

意匠登録出願を行う際、意匠に係る物品の欄には、経済産業省令で定める「物品の区分」を記載するよう規定されていたが、令和元年改正（令和元年5月17日号外法律3号）により、意匠に係る物品の欄への記載は「経済産業省令で定めるとおり」とされ、「物品の区分」が掲げられていた「意匠法施行規則別表第一」が廃止された。

この廃止によって、令和3年4月1日以降の意匠に係る物品の欄へは、意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途が明確となるように記載すれば良いこととなった。

1. (2) 物品区分の扱いの見直し

※意匠法施行規則

改正前

(物品の区分)

第七条 意匠法第七条の経済産業省令で定める物品の区分は、別表第一の物品の区分の欄に掲げるとおりとする。

改正後

(意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途)

第七条 意匠法第七条の規定により意匠登録出願をするときは、意匠登録を受けようとする意匠ごとに、意匠に係る物品、意匠に係る建築物若しくは画像の用途、組物又は内装が明確となるように記載するものとする。

1. (2) 物品区分の扱いの見直し

意匠に係る物品等の用途及び機能が明確なものの例

願書の「意匠に係る物品」の欄の記載のみでは、出願された意匠の物品等の用途及び機能を明確に認定することができないものの、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断すれば、用途及び機能を明確に認定することができるものの例

事例1

【意匠に係る物品】食器

【意匠に係る物品の説明】本願の物品は、食卓用皿である。

【斜視図】



事例1

【意匠に係る物品】履きもの

【意匠に係る物品の説明】（記載なし）

【斜視図】



1. (2) 物品区分の扱いの見直し

意匠に係る物品等の用途及び機能が不明確なもの例

願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、出願された意匠の物品等の用途及び機能を明確に認定することができないものの例

事例1

【意匠に係る物品】産業用部品

【斜視図】



事例2

【意匠に係る物品】装飾

【斜視図】



事例3

【意匠に係る物品】支持フレーム

【斜視図】



事例1乃至3は、いずれも【意匠に係る物品の説明】（記載なし）

1. (2) 物品区分の扱いの見直し

意匠に係る物品等の用途及び機能が不明確なものの例

願書の「意匠に係る物品」の欄の記載が、以下に該当するものの例

- a 意匠の属する分野において、日本語（国際意匠登録出願の場合は英語）の一般的な名称として使用されていないもの
（例：日本語（国際意匠登録出願の場合は英語）以外の言語によるもの、一般的な名称として広く認識されるに至っていない省略名称、商標や商品名等の固有名詞を付したもの。
ただし、日本語の場合、アルファベットによる略称表記（例、「LED」、「DVD」等）を含むものであっても、一般的な名称として使用されているものである場合には、問題のないものとして扱う。）
- b 用途及び機能を何ら認定することができないもの
（例：「物品」、「もの」）

1. (2) 物品区分の扱いの見直し

別表が廃止された後は、意匠に係る物品等の例を参考とする。

別表第一（第七条関係）

物品の区分	
ソーセージ	
アイスクリーム	
かまぼこ	
かまぼこ板	
のり	
固形砂糖	
うどん	
菓子パン	
ビスケット	

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/document/ishou_kisoku_betuhyo/beppyoy1-20210331.pdf

一 食料品		関連する主な 日本意匠分類 (ご参考)
製造食品	(意匠に係る物品等)	A1-1 台
	ハンバーグ	
	アイスクリーム	
	ソフトクリーム用可食容器	
	かまぼこ	
	のり	
	固形砂糖	
	乾麺	
	パン	
	パスタ	

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/document/h23_zumen_guideline/appendix_01.pdf

2. 手続救済規定の拡充

指定期間の延長: 2か月の延長が可能。ただし、費用が掛かる。

特許法等関係手数料令

(意匠法関係手数料)

第三条第2項

一～三(略)

四 意匠法第六十八条第一項において準用する特許法第五条第三項の規定による期間の延長(意匠法第十九条において準用する特許法第五十条の規定により指定された期間に係るものを除く。)を請求する者

一件につき四千二百円(拒絶理由通知に記載された指定期間以外: 補正など(逐条解説の特許法5条参照))

五 意匠法第六十八条第一項において準用する特許法第五条第三項の規定による期間の延長(意匠法第十九条において準用する特許法第五十条の規定により指定された期間に係るものに限る。)を請求する者

一件につき七千二百円(拒絶理由通知に記載された指定期間: 意見書等)

2. 手続救済規定の拡充

優先期間経過後の救済

意匠法第15条の改正により、新たに特許法第43条第6項(優先権書類に関する注意喚起のための通知)及び第7項(通知を受けた者の書類等提出)並びに第43条の2(パリ条約の例による優先権主張)を準用。

優先期間内(第一国への最初の出願日から6か月以内)に優先権の主張を伴う意匠登録出願をすることができなかつた場合であつて、その意匠登録出願をすることができなかつたことについて正当な理由があり、かつ、経済産業省令で定める期間内にその意匠登録出願をしたときは、優先期間の経過後であっても、意匠登録出願に優先権を主張することができる。

優先権証明書の提出が定められた期間内にされない場合、特許庁から優先権証明書の提出がない旨の通知が送付される。出願人は、当該通知の受領から2か月間、優先権証明書を提出することができる。

ご清聴ありがとうございました

ご質問・ご相談がございましたら下記までご連絡ください

〈特許業務法人 藤本パートナーズ〉

副所長 弁理士 野村 慎一

TEL 06-6271-7908

メール nomura@sun-group.co.jp